

「小田原市いじめ防止基本方針」改定素案（概要版）

1 経緯

小田原市では、平成26年12月に『小田原市いじめ防止基本方針』を策定した。今般、『いじめ防止対策推進法』の施行から4年が経過し、国の『いじめ防止等のための基本的な方針』や、県の『神奈川県いじめ防止基本方針』が改定されたことから、その内容を反映させるため、市の基本方針も改定することとした。

※詳細は別紙参照

2 改定のポイント

- (1) **いじめの理解の促進**（P 4, 5, 12）
 - ・ けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
 - ・ 「いじめ」という言葉を使わない指導等、柔軟な対応も可とする。
 - ・ いじめ「解消」の定義を明確化し、解消までの継続的な支援を徹底する。
- (2) **学校の組織的対応の強化**（P 9, 10, 13, 19, 20）
 - ・ 全ての学校が定める「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となることを明確化する。
 - ・ いじめ防止の取組を学校評価の項目に位置づけ取組の改善に努める。
 - ・ いじめ防止に関する実践的な教職員研修を実施する。
- (3) **教職員がいじめ防止に取り組める環境の整備**（P 7, 8）
 - ・ 教員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図る。
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図る。
- (4) **児童・生徒の状況に応じた支援・指導の徹底**（P 10）
 - ・ 学校として特に配慮が必要な児童・生徒について、該当児童・生徒への適切な支援や保護者との連携、周囲の児童・生徒への指導の必要性を示す。
- (5) **家庭・地域との連携強化**（P 13）
 - ・ いじめに係る情報や対策について、家庭への情報提供の充実に努めるとともに学校運営協議会や学校評議員会等を通じて、学校から地域に対して情報提供を行う。
- (6) **重大事態への対応強化**（P 14, 16）
 - ・ 重大事態については、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って、適切に対応する。
 - ・ 調査結果については、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向を踏まえて、特段の支障がなければ公表を行う。

2 改定予定時期

平成30年3月